平成14年 2002 4月15日 第33号

広報 西東京

発行／西東京市
編集／企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町５-６-13
市役所代表電話／0424-64-1311
ホームページアドレス http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp
（携帯電話） http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp
（Ｌモード） Ｌメニューから検索できます。

市の人口と世帯数
（平成14年４月１日現在）

			前月比
人口	男	90,127人（1,024人）	32減（２増）
	女	91,173人（1,306人）	85増（17増）
	合計	181,300人（2,330人）	53増（19増）
世帯数		79,808世帯（1,188世帯）	209増（３増）

カッコ内は外国人登録人口（再掲）

今号の主な内容

2面 審議会・懇談会委員を募集します

今年度も、審議会・懇談会の委員を募集します。皆さんの意見で、一人ひとりが輝くまちづくりを!

3面 一般廃棄物処理基本計画を策定しました

市民代表の方で構成される「西東京市廃棄物減量等推進審議会」からの答申を踏まえ、西東京市として初めての基本計画を策定しました。

4～5面 平成14年度予算のあらまし

平成14年度の当初予算のあらまし、事業概要等についてお知らせします。

10面 ゴールデンウィークのごみ収集日程

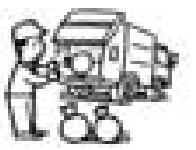

ゴールデンウィーク中のごみ収集日程をお知らせします。

まちづくりへの第一歩
環境基本条例が施行されました！

■条例案の検討経過

西東京市では、新市誕生にあたり、多くの市民の皆さんとの協力と連携により、新しいまちづくりを進めるため、昨年7月、公募市民10人で構成する、まちづくり市民会議「環境との共生部会」を設置しました。そして、この市民会議で環境基本条例案の検討を進めてきました。

■市長への提言

市民会議では、昨年10月末までに取りまとめた条例案の骨子をもとに、11月いっぱいを意見募集期間とするとともに、12月2日には市民ワークショップを開催するなど、幅広い市民の意見の反映にも努めてきました。そして、15回を超える検討の結果、今年2月6日に条例案を市長に提言しました。

3月の定例市議会で可決・成立した条例は、この提言内容を最大限に反映し、加除修正を加えたものとなっています。施行は、4月1日です。

■条例のあらまし

第1章の総則では、この条例の目的、定義、基本理念を述べています。また、市の責務、事業者の責務、市民の責務を掲げ、それぞれの立場での行動や役割分担を明記しました。

第2章では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための環境基本計画について規定しています。

第3章では、環境の状況を把握するための環境測定や監視、環境学習の推進、市民等の活動の支援等が述べられています。

第4章では、特に地球環境保全のための連携・協力を積極的に努めるよう規定しています。

第5章では、環境審議会を設置し、公募市民6人を含む20人の委員で組織することなどが規定されています。

第6章では、環境の保全のための指導と勧告を規定しました。

■今後の動き

今後は、環境基本条例に基づいて、環境基本計画の15年度策定に向けて活動を始めます。

今年度は、公募市民6人を含む20人の委員で構成する環境審議会を設置し、市民・事業所を対象としたアンケート調査や各種環境基礎調査等を実施します。

条例の生きた運用には、市民と市との協働の積み重ねが何よりも重要です。市民の皆さんの積極的な参加と協力をお願いします。

※審議会委員の募集は、5月15日号の市報に掲載する予定です。

◆環境保全課（保谷庁舎☎内線2202）

環境基本条例の内容

前文		・恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代へ引き継ぐ ・大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図る ・人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくため、この条例を制定する
第1章	第１条（目的）	・環境の保全、回復及び創造について基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにする ・環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、総合的・計画的に推進し、現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与する
	第２条（定義）	・環境への負荷および公害について定義する
	第３条（基本理念）	・環境の保全等は、市民の生活環境を守り、良好な環境を確保し、将来に引き継ぐことを目的に行う ・環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働し、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的に行う
	第４条（市の責務）	・環境の保全の基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する ・市民、事業者の意見の反映に努める ・事業の実施に当たっては公害の発生を防止、資源の再生利用、廃棄物の発生抑制・適正処理の推進を図る
	第５条（事業者の責務）	・事業活動に当たっては、環境への負荷の低減等、必要な措置を講ずる ・公害の未然防止および公害発生時には責任と負担を持って回復させる ・技術の研究開発を積極的に進め、情報の提供に努める
	第６条（市民の責務）	・環境保全等に関心を払い、必要とされる知識を持ち、保全等に向けた行動をとる ・地域の良好な生活環境を相互に配慮する ・市の環境施策に協力する
第2章	第７条－９条（環境基本計画）	・環境基本計画では、目標及び基本方針、施策の大綱、環境配慮指針を定める ・環境基本計画の策定・変更時には速やかに公表する ・策定、変更には審議会の意見を聴く ・環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するときは、環境基本計画と整合性を図る
第3章	第10条－12条（市が講ずる環境施策等）	・環境の状況を把握するための環境測定と監視の体制整備を行う ・市や事業所の行為に対する環境を管理し、監査の実施を指導する ・環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業についての事前調査及び適正な配慮への措置を行う
	第13条－15条（環境学習の推進等）	・生涯にわたるさまざまな場で、環境学習が継続的に推進されるよう措置を講ずる ・市民指導者等の人材を育成し、教材等の開発を推進する ・地域環境から地球環境に至る情報を収集し、提供する ・市民等の自発的な活動を支援する
	第16条（報告書等）	・環境の状況その他環境の保全等に関する施策について、年次報告書を作成し、公表する ・報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずる
第4章	第17条（地球環境の保全等）	・国、都その他地方公共団体、関係機関と連携し、地球環境の保全に必要な施策及び広域的取り組みを必要とする施策を積極的に推進する
第5章	第18条（環境審議会）	・審議会は、基本計画の策定及び変更、環境施策の進ちょく状況の検証に関すること、その他環境施策に関する基本的な事項を審議する ・特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる
第6章	第19条―20条（雑則）	・環境の保全等を推進するため、関係者に説明・報告を求め、指導と勧告を行うことができる

審議会等開催情報

４月後半に開催される審議会等についてお知らせします。会議の日程・議題等は変更となる場合がありますので、傍聴を希望する方は、あらかじめ担当課へお問い合わせください。会議開催予定は、西東京市ホームページ、両庁舎入口の掲示板でもお知らせしています。

◆広報広聴課（田☎内線1141）

会議	とき・ところ	議題	傍聴人数	担当課（内線）
社会教育委員の会議	4月16日（火）午後３時から・保谷庁舎３階教育委員会会議室	青少年に関わる施策の実態調査について	10人	社会教育課（2711）
保健福祉審議会	4月24日（水）午後７時から・防災センター６階講座室２	地域福祉計画策定の基本的考え方の諮問ほか	10人	保健福祉総合調整課（2312）
文化財保護審議会	4月25日（木）午後６時から・田無庁舎１階102会議	未定	５人	社会教育課（2713）

声の広報をお届けしています お知り合いの方でご希望の方がいらっしゃいましたら谷戸図書館（☎21－4545）・柳沢図書館（☎64－8240）へお問い合わせを